主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

弁護人平野安兵衛の上告趣意(後記)は、刑訴四〇五条に該当しない。また記録を精査しても、同四一一条を適用すべきものとは認められない。よつて刑訴施行法 三条の二刑訴法四〇八条により主文のとおり判決する。この判決は、裁判官全員一 致の意見である。

昭和二六年一〇月二六日

最高裁判所第二小法廷

茂			Щ	栗	裁判長裁判官
重		勝	谷	/]\	裁判官
郎		八	田	藤	裁判官
郎	_	唯	村	谷	裁判官